

平成27年度高梁市障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下、「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全組織とする。

3 物品等の調達目標

予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、前年度の実績を上回ることを目標とする。

平成26年度の調達実績 2,983千円

4 物品等の調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給する物品等の内容など、調達の推進に必要な情報提供を行う。
- (2) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- (3) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう仕様、納期及び発注量等に配慮するように努める。
- (4) 障害者就労施設等に対して、物品等の質の向上や品目等の拡大に向けた取り組みの支援に努める。

5 調達実績の公表

年度終了後、各部局等における調達の実績を取りまとめ、その概要は市ホームページ等を通じて公表するものとする。